

町内の放課後児童クラブ

新年度の利用者を募集します

町内の放課後児童クラブでは、4月からの利用者を募集します。

対象となるのは共働きなどで昼間に保護者がいない家庭の児童で、学区により利用できる施設が異なります。利用を希望される方は期限までにお申し込みください。

▽施設と対象者 左表のとおり

▽利用時間 放課後から午後6時まで（土曜日と夏休みなどの

長期休業時は午前8時から午後6時まで）

▽休業日 日曜日、祝日、年末年始、お盆期間

▽利用料 3500円（月額）

※兄弟での利用や母子・父子家庭の場合は減免措置があります。また、関口児童館は山田北小学校からタクシーで移動するため、タクシー料金が別途必要です（町がタクシー料金の半額を助成します）。

▽申し込み方法 各放課後児童クラブまたは役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し提出してください。

▽申し込み期限 3月10日

一時利用もできます

保護者が仕事の都合やけが・病気などで家を空ける場合に、一時的に放課後児童クラブを利用することもできます。また、土曜日や長期休業時に限り対象学区外の児童も利用できますので、利用を希望する方は3日前までに申請してください。

なお、一時利用は1カ月当たり最大15日間まで利用できます。

▽一時利用料 2000円（日額）

◆申込先・問い合わせ 各放課後児童クラブ（左表）または役場保健福祉課児童福祉担当（直通 ☎82-3113）へ。



みずき団子づくりに挑戦する子供たち（関口児童館放課後児童クラブ）

施設名	対象者
山田南小学校 放課後児童クラブ (☎82-6211)	山田南小児童
関口児童館 放課後児童クラブ (☎82-3388)	山田北小児童
轟木児童館 放課後児童クラブ (☎82-2715)	轟木小児童 織笠小児童

学区外通学や区域外就学を希望する場合は申請が必要

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学校以外の学校へ児童生徒を通学させたい場合には、申請

が必要です。また、山田町外の学校へ通学させたい場合（区域外就学）も同様です。下記のいずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は申請してください。

ただし、学区外通学および区域外就学とも、通学方法について保護者が責任を持つ場合に限り認められます。

申請方法など詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町教育委員会事務局総務担当（☎82-3111内線332）へどうぞ。

	学区外通学	区域外就学
許可事由	①学年途中に通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき ⑤就学指定校に特別支援学級がないため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）	①学年途中に町外に転出したとき ②入学後に山田町内に転入の予定があり、転入するまでの間、現住所から転入予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③町内の特別支援学級に入級している児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村内の学校に特別支援学級がないため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望するとき ④国立もしくは私立の小中学校または中学校に入学する場合 ⑤そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）